

《対象となる妊婦健診の内容と助成金額》

令和6年4月1日～令和7年3月31日に受診の場合は、下記金額を助成します。

回数	対象となる検査内容	助成金額
1回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 妊娠初期血液検査 ③ 子宮頸がん検診（細胞診） ④ 超音波検査 ⑤ 指導料	医療機関：上限23,910円
2回目～ 5回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 指導料	医療機関：上限5,160円 助産所：上限5,160円
6回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 血液検査（血算・血糖） ③ HTL-1抗体検査 ④ 性器クラミジア検査 ⑤ 超音波検査 ⑥ 指導料	医療機関：上限17,870円
7回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 指導料	医療機関：上限5,160円 助産所：上限5,160円
8回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 超音波検査 ③ 指導料	医療機関：上限7,590円
9・10回 目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 指導料	医療機関：上限5,160円 助産所：上限5,160円
11回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 超音波検査 ③ 血液検査（血算） ④ B群溶血性レンサ球菌（GBS） ⑤ 指導料	医療機関：上限13,220円
12回目～ 14回目	① 基本的な妊婦健康診査 ② 指導料	医療機関：上限5,060円 助産所：上限5,060円

****ご注意ください****

・受診年度が変わる場合は、助成額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

※年度の考え方…毎年4月1日～翌年3月31日

- ・妊婦一般健康診査に要した費用が上限額に満たない場合は、当該受診料を助成します。
- ・保険適用分に係る費用は助成の対象となりません。
- ・助産所（出張助産師を含む）で受けた健康診査については、2回～5回、7回、9回、10回、12回～14回の10回分のみ対象となります。
その場合は、超音波検査を除いた額を上限に助成します。